

○本巢市消防団サポート制度実施要綱

平成24年3月30日

告示第36号

(目的)

第1条 この告示は、市消防団員（以下「団員」という。）が消防団団員証（以下「団員証」という。）を物品の購入時等サービスの提供を受ける際に事業者に提示することで優遇措置を受けることができる制度を設けることにより、団員の確保を図り、もって市の消防力の強化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) サポート事業所 この制度に協賛し、団員証を提示する団員に対し、自ら定めた優遇措置を提供する事業所その他の団体（以下「事業所等」という。）をいう。
- (2) 優遇措置 物品等の割引、物品購入時のポイントの割増その他サービスの提供を受ける際における特典をいう。

(制度内容)

第3条 この制度は、団員が団員証をサポート事業所に提示することにより、サポート事業所が自ら定めた優遇措置を提供する仕組みとする。

(市の事務)

第4条 市は、この制度の趣旨を団員及び事業所等に広く周知することにより、この制度が円滑に進むよう努めるとともに、次に掲げる事務を行う。

- (1) 本巢市消防団団員証（様式第1号）及び本巢市消防団サポート事業所指定証（様式第2号。以下「指定証」という。）を作成すること。
- (2) 団員に対する団員証の交付及び返還に関するすること。
- (3) サポート事業所の受付、審査及び指定に関すること。
- (4) サポート事業所に対する指定証及び本巢市消防団サポート事業所指定書（様

式第3号。以下「指定書」という。)の交付並びに指定証の返還に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、この制度を推進するために必要と認めること。

(サポート事業所の指定)

第5条 サポート事業所として指定を受けようとする事業所等は、事業所等毎に本
巢市消防団サポート事業所指定申請書(様式第4号)により市長に申請するもの
とする。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、次に掲げる基準に従い審査し、
当該基準に適合していると認めるときはサポート事業所として指定するものとし
る。

(1) 明確な優遇措置が設けられていること。

(2) 優遇措置期間が、連続して6月以上であること。

(3) 優遇措置は、全団員を対象としていること。

3 市長は、前項の規定によりサポート事業所として指定したときは、当該サポー
ト事業所に指定証及び指定書を交付するとともに、サポート事業所の名称、所在
地、優遇措置等をホームページ等で公表するものとする。

(サポート事業所の指定の変更)

第6条 サポート事業所は、前条第2項の規定による指定の内容を変更しようとし
るときは、あらかじめ本巢市消防団サポート事業所指定変更申請書(様式第5号)
により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による指定の変更の申請がなされ、内容を審査し、前条第
2項に規定する基準に適合していると認めるときは、当該サポート事業所に指定
書を交付し、変更後の指定の内容をホームページ等で公表するものとする。

(指定証の掲示)

第7条 サポート事業所は、指定証を、利用する団員が見やすい位置に掲示しなけ
ればならない。

(サポート事業所の指定の廃止)

第8条 サポート事業所は、サポート事業所の指定の廃止を受けようとするときは、

あらかじめ本巢市消防団サポート事業所指定廃止届（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

（指定の取消し）

第9条 市長は、サポート事業所が、前条の規定により指定の廃止の届出をしたとき、第5条第2項に規定する基準を満たさなくなったとき、偽りその他不正な手段により指定を受けたときその他サポート事業所としての指定が適当でないと認めるときは、指定を取り消すことができる。この場合において、市長は、指定を取り消した事業所等に対し、当該指定の理由を文書で通知するものとする。

2 市長は、前項の規定によりサポート事業所の指定を取り消したときは、その旨をホームページ等で公表するものとする。

3 第1項の規定によりサポート事業所の指定を取り消された事業所等は、速やかに、指定証を市長に返還しなければならない。

（団員証の使用）

第10条 団員証の交付を受けた団員は、団員証の使用にあたり、次に掲げる事項を遵守するものとし、団員証の不正使用があったときは、市長は、団員に対して団員証の返還を求めることができる。

(1) 団員は、サポート事業所で優遇措置を受けるときは、必ず団員証を提示しなければならない。この場合において、サポート事業所は団員証を提示した者に対して、運転免許証等本人であることを証する資料の提示を求めることができる。

(2) 団員証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(3) 団員証を紛失したときは、速やかに本巢市消防団員証紛失届（様式第7号）を市長に提出し、団員証の再交付を受けなければならない。

(4) 団員でなくなった者は、速やかに団員証を市長に返還しなければならない。

（委任）

第11条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

（表面）

| | | |
|---|-----------------------|--|
|  | 年度本巢市消防団団員証 | |
| | 氏名 _____ | |
| | 生年月日 年 月 日 | |
| | 所属 本巢市消防団 分団 | |
| | 本巢市消防団長 |  |

86mm

53mm

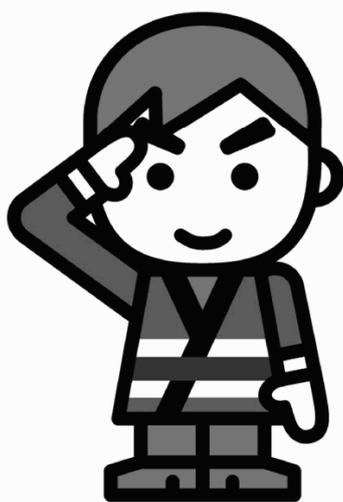
【注意事項】

1. 消防団員サポート事業所指定書が掲示してある事業所でこの証を提示してください。
この証を提示しないときは、優遇措置は受けられません。
 2. 本証を他人に貸与したり譲渡することはできません。（他人に貸与、譲渡したときは、団員証の返還を求められることがあります。）
 3. 消防団を退団したときは、本証を速やかに返還してください。
- ※この団員証を取得された方は、お手数ですが本巢市役所総務課までご連絡ください。TEL 0581-34-5020

様式第2号（第4条関係）

本巢市消防団

サポート事業所指定証



様式第3号（第4条関係）

本巢市消防団サポート事業所指定書

年 月 日

様

本巢市長

本巢市消防団サポート事業所として以下のとおり指定します。

| | |
|---------------|-------|
| 区 分 | |
| 事業所等の名称 | |
| 所在地 | 〒 |
| 代表者氏名 | |
| 電話番号 | |
| H P アドレス | |
| 優遇措置の内容 | |
| 優遇措置開始年月 日 | 年 月 日 |

様式第4号（第5条関係）

本巢市消防団サポート事業所指定申請書

年 月 日

本巢市長 様

【事業所等】名 称 _____
代 表 者 _____ ㊞

本巢市消防団サポート事業所として以下のとおり指定を申請します。

| | |
|-----------|--|
| 区 分 | 買物 飲食 宿泊 遊び 学び その他 ※いずれかに○をつけてください。 |
| 事業所等の名称 | |
| 所在地 | 〒 |
| 代表者氏名 | |
| 電話番号 | |
| HPアドレス | |
| 優遇措置の内容 | ※カード提出者に対する優遇措置を下記の例を参考に具体的に書いてください。 |
| 優遇措置開始年月日 | 年 月 日 |

サポート内容の例

団員証提示者の家族を対象に〇〇円以上の購入で、購入代金の5%割引。
団員のみを対象にビール1杯無料。

様式第5号（第6条関係）

本巢市消防団サポート事業所指定変更申請書

年 月 日

本巢市長 様

【事業所等】 名 称 _____
代 表 者 _____ ㊞

本巢市消防団サポート事業所の指定の内容を以下のとおり変更します。

| | |
|---------|--|
| 区 分 | 買物 飲食 宿泊 遊び 学び その他 ※いずれかに○をつけてください。 |
| 事業所等の名称 | |
| 所在地 | 〒 |
| 代表者氏名 | |
| 電話番号 | |
| HPアドレス | |
| 優遇措置の内容 | ※カード提出者に対する優遇措置を下記の例を参考に具体的に書いてください。 |
| 変更年月日 | 年 月 日 |

※変更箇所のみ記載のこと

サポート内容の例

団員証提示者の家族を対象に〇〇円以上の購入で、購入代金の5%割引。
団員のみを対象にビール1杯無料。

様式第6号(第8条関係)

年 月 日

本巢市消防団サポート事業所指定廃止届

本巢市長 様

【事業所等】所在地 _____
名 称 _____
代 表 者 _____ (印)
担 当 者 _____
電 話 番 号 _____

本巢市消防団サポート事業所の指定を廃止したいので届け出ます。

○指定廃止年月日 年 月 日

様式第7号（第10条関係）

本巢市消防団員証紛失届

年 月 日

本巢市長 様

本巢市消防団第 分団
氏名 _____

本巢市消防団証を紛失しましたので、届け出ます。
つきましては、団員証の再交付をお願いします。

